

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る計画段階環境配慮書
審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)

1. 大気質

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	樋口委員	配慮書 P133	<p>煙突4.5mの高さに関しては風が煙突側から吹いてきて、建屋の後背地でダウンドラフトが起こって近場に高濃度で落ちるということは想定された方がいいのではないかと。</p> <p>煙突の位置を選ぶ段階において、決して定量的でなくても例えば「ダウンドラフトが起こることによってこちらに最大着地濃度が高めに出てくる可能性がある」とか定性的な比較だけでも考慮に入れると2案が異なる。そうするとダウンドラフトで一番高濃度の影響を及ぼす場所が違ってくる。どちらが住民へのリスク回避できるかという比較になり、もう1回拡散計算をやり直すというわけではなく、そういう事も考慮に入れて2案を定性的に配慮してはどうか。</p>	<p>配慮書の段階では、簡易な手法としてプルーム式を用いて計算しました。ダウンドラフトを考慮した場合には、ご指摘のとおり煙突が低いほど高い影響濃度が生じる可能性があると考えています。この点も考慮して煙突高さを決定し、方法書に記載します。さらに、準備書の段階では現地調査結果も踏まえてダウンドラフト発生時の予測評価を行います。</p> <p>※ダウンドラフト…山やビルによって生じる下降気流に乗って排ガスが地面近くに下りてくる現象</p>	
2	樋口委員	配慮書 P11	<p>排出の基準について、「法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画である」と「さらに大気質に関しては先進的な基準を設ける計画である」としているが、アセスの予測をする際には、あくまでも実際に設置される施設で想定される最大濃度程度の排気ガスを想定して、「安全側(すなわち高い値の)最大着地濃度」を予測しておくべきではないかと。</p>	<p>平成29年度に学識経験者などで構成する委員会「(仮称)施設整備検討委員会」において法規制値より厳しい自主的な排ガス基準値を検討し、準備書の段階までに設定します。実際に設置する施設ではこの自主的な排ガス基準値以下の濃度で運転しますので、準備書で予測をする際には、想定される最大濃度である自主的な排ガス基準値を用いることで、安全側(すなわち本施設による影響が高く計算される条件)の最大着地濃度を予測します。</p>	
3	成瀬委員	配慮書 P11	<p>排出の基準について、「法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画である」と「さらに大気質に関しては先進的な基準を設ける計画である」としているが、ご説明いただきたい。</p>	<p>ごみ焼却施設の煙突排ガス基準値は、大気環境保全の観点から、法規制値よりも厳しい自主的な基準値を設定し、それを順守して運転を行います。その設定にあたっては、周辺他都市の施設の自主的な排ガス基準値も参考に先進的な基準値とします。</p> <p>※最新施設における実際の排ガス数値ではありません。</p>	

2. 騒音・振動

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	成瀬委員	P125	<p>施設への、周辺道路からの運搬だけでなく、施設へ向かう走行ルートでの収集車による影響(特に騒音・振動)は、配慮事項の要因にならないのですか。</p>	<p>計画段階配慮事項は、複数案による環境影響の差異があるものについて、その程度を把握する観点から選定しています。ご指摘の施設に向かう搬入車両による影響は、今回設定した複数案について差異がないと判断し、計画段階配慮事項として選定しておりません。</p> <p>なお、方法書以降の段階では、搬入車両による騒音、振動や大気質について評価項目として選定し予測評価を行います。</p>	
2	成瀬委員	P32	<p>測定結果が、少し古いのではないかと。測定点の周囲の状況も分かりにくい。</p>	<p>配慮書に示す騒音および振動の状況は、既存文献を用いてまとめています。P32に記載した測定結果は、既存文献により把握した中で最も新しいデータです。</p> <p>今後、方法書、準備書では、本事業の影響を適切に評価できるように騒音および振動の現地調査を企画し実施します。さらに、引き続き既存文献調査も行いデータの更新を図ります。</p>	

3. 景観

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	高田委員		池の東側に病院施設があり、病院は公共的な役割を担っている。そこからの景観はどうか。	ご指摘の病院は天理よろず相談所病院白川分院で、入院施設も備えられています。この病院（病棟内又は駐車場）も景観予測の眺望地点の候補として検討し、方法書に記載します。	

4. 文化財

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	文化財保存課	配慮書 P71	対象事業実施区域内（焼却施設）に周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在することから、当該箇所については文化財保護法第93条第1項に基づく発掘届を天理市教育委員会に提出し、その取り扱いについては天理市教育委員会と協議すること。 また、事業実施面積が1万㎡を超えるため、奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準（平成12年9月29日付け教文第393号奈良県教育長通知）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地以外の遺跡有無確認踏査願を提出し、その取り扱いについては天理市教育委員会と協議すること。	ご意見のとおり、事前に天理市教育委員会と協議いたします。	

5. その他事業計画

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
1	成瀬委員	配慮書 P6, P18	配慮書段階で用地の選定について本来ならばその選定理由がなければならないが、今の敷地が設定されている理由はなにか。	建設候補地選定については、平成26年度までに検討済みで、地域の住民に対する説明を行ってきました。焼却施設の建設候補地の選定にあたっては、配慮書P6「焼却施設候補地の選定にあたり考慮した条件」に示したとおり、地形、土地利用、土地規制、防災などの自然的・社会的条件とともに、広域ごみ処理の効率性やアクセス性、経済性、施工性、事業スケジュール維持といった事業計画の観点など多様な側面から検討した結果、現施設が使用可能な間に、新施設の稼働を開始できる現実的な選択肢として、現候補地が最良で唯一の候補地と判断しました。 粗大・リサイクル施設の建設候補地については、焼却施設と連続した敷地を検討しましたが、地形の高低差や水路の大幅付け替えの必要性等から適切ではないと判断し、至近に駐車場・グラウンドに使用されていた平坦な土地を設定しました。	
2	前迫委員		防災拠点の整備についてどのように考えているか。	国の循環型社会形成推進交付金の対象となるごみ処理施設については、防災拠点としての機能を整備することが求められます。 本事業においては、災害時に備え電気、水の確保、避難場所の提供といった防災拠点としての機能を整備します。	

5. その他事業計画

番号	意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
3	前迫委員	配慮書 P125	「廃棄物の搬入に用いる車両の運行による影響の比較検討について、計画段階配慮事項としては選定しない」としているが、CO2 排出に関して特に配慮しませんということなのか、メイン道路からこっちへ引き込むときの無理さ加減とか、セットバックをどうするか色々考えないといけないことがあるので、配慮しませんというのはどういう事なのか補足していただきたい。	<p>廃棄物の搬入に用いる車両の運行による影響の比較検討は、複数案の施設配置により場内の走行距離による燃料消費量やCO2 排出量に差はあるものの、施設への運搬距離と比較して十分小さいという観点から、優位な差はないと考え計画段階配慮事項としなかったことを記載したものです。方法書以降の評価項目では廃棄物搬入車両による環境影響についても選定します。</p> <p>なお、ご指摘にある周辺道路から建設候補地への進入及び退出の動線については円滑に行えるよう更に検討します。</p>	
4	高田委員 前迫委員		活断層が近いということだが、どのように整理されているか。トレンチ調査をするかもしれないということだが、どういう調査か。またどれくらいの時点で実施してその結果を教えていただけるか。	<p>建設候補地周辺の活断層に関連する既存の情報としては、①奈良盆地東縁断層帯が存在すること、②30 年の間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が天理市の平坦地はほぼ全域で26～100%になっているのに対し、候補地では6～26%の範囲内と低くなっていることなどです。</p> <p>出典：①国土交通省国土地理院近畿地域都市圏活断層図（推定活断層） （平成25年10月31日ホームページをリニューアル） ②国立研究開発法人 防災科学技術研究所 J-SHISMAP</p> <p>本事業では、安全・安心な施設の整備を進めるために、まずは、施設範囲においてトレンチ調査を行い、断層の安全性の評価については学識経験者へのヒアリングも行います。</p> <p>具体的な内容は実施時期も含めて検討を進めてまいりますので、適宜状況報告を行います。</p>	
5	成瀬委員	配慮書 P15	天理市では直接持ち込む車両があるそうだが、出来るだけ車両走行台数を減らすと言っておられたが、ますます多くなることはないか。	<p>本事業では、搬入車両台数を減らすために中継輸送により大型車に積み替えて搬入するなどの方法を計画しています。</p> <p>また、市民が直接持ち込む車両をできるだけ減らすために直接持ち込みの予約制などを検討していきます。</p>	
6	山田委員		スケジュールについて、施設整備検討委員会でのゴミ処理方式を検討し、方式が決まってから設計になるのか。ゴミ処理方式が決まらなくても景観と大気質の検討は行えるのか。	<p>設計は処理方式の決定を受けて行います。処理方式は平成29年度に委員会を設置して検討する計画であり、方法書、準備書の各段階において処理方式選定の進捗状況に応じて事業計画の記載、環境への予測評価を行います。準備書で1方式に絞り込みがされない場合には、最も環境への影響が大きくなる排ガス諸元や建物形状等を用いて予測します。</p>	
7	山田委員		リサイクル施設ではどのような種類のものをリサイクルに回すことになっているか。	<p>粗大・リサイクル施設において取り扱う廃棄物は以下のとおりです。</p> <p>〈不燃・粗大ゴミ系統〉 ・不燃物（燃やせないごみ） ・粗大ゴミ</p> <p>〈資源ゴミ系統〉 ・びん ・缶 ・プラスチック製容器包装 ・ペットボトル ・古紙 ・古着 ・蛍光管 ・電池 ・小型家電</p>	